## ガト購入に営業意志

訪問購入つて何?



A 消費者の家に勧誘電話をした上で、 購入業者が消費者方を訪問して、 消費者の貴金属やブランド品を買い取るものです。



## こんなトラマルがあります!

勧誘電話では、『いらない洋服を買い取ります』『査定だけ でもどうですか』と言っていたのに、実際に家に来たら、

『**脳輪やネックレスを売ってくれ**』 などと高価な物の買取りを迫ってこられた。

解約したいのに、電話したら、

『クーリング・オフできない』『キャンセル料がかかる などと言って、解約に応じてもらえなかった。



- こんな勧誘は禁止!
  - ○事前電話なしの訪問勧誘 ○一度断った相手への再勧誘
  - ○買い取る物品を明らかにしないままの勧誘
- 書面を交付しなきゃダメ!
  - 契約を結んだら、
    - ○物品の種類や特徴 ○購入価格 ○事業者の連絡先 ○引渡しの拒絶やクーリング・オフに関する事項

  - を書いた書面を交付しなければいけません。
- **消費者の権利を守ろう!** 書面を交付してから8日以内は、 ○クーリング・オブができる
  - ○物品の引渡しを拒むことができる(手元に置いておける)
  - ことを消費者に説明し、これに応じなければいけません。



訪問購入のトラブルに関する相談及び 本コーナーに関する問合せ先

長崎県警察本部生活安全部

生活環境課企画指導係

Ta: 095-820-0110(代表)